

仕 様 書

1 適用

本仕様書は、「令和7年度繰越村民センター非常用発電機更新工事」に適用します。

本工事は、この仕様書及び設計図書等（以下「関係図書」という）に基づき、工事目的、工事内容等を熟知した後、監督職員の指示に従い誠実に履行してください。

2 工事概要及び設備対象等

南箕輪村村民センターの耐用年数が経過した非常用発電機の更新工事です。

(1) 設計書の非常用発電機及び燃料タンクは、記載してある製品と同等品以上とします。

(2) 非常用発電機、燃料タンクの種類及び数量は設計書記載のものとしします。

(3) 設計書に基づく金額の算定にあたり、既設の非常用発電機の撤去及び設置に係る作業費を含むものとしします。

3 工事箇所

南箕輪村村民センター（位置図及び配電図を参照）

4 工期

本工事の工期は、契約締結日より令和8年9月30日までとします。

5 工程

工程については、村民センターの事業日程と調整する必要があるため、契約後速やかに南箕輪村教育委員会事務局社会教育係担当と協議を行い、休日の施工も含めて検討し、綿密な工程及び工事計画により施工してください。

6 法令の遵守

受注者は工事の施工にあたっては、関係法令、基準及び規格等を守って工事の円滑な進捗を図ってください。

7 現場管理

(1) 受注者は工事の施工にあたり、安全及び公害防止に関する諸法規、規定を厳守し、人身及び施設の事故防止、公害の防除、公衆の安全に万全を期してください。

(2) 現場代理人は、現場に常駐し、施工管理、作業員の指導監督及び関係各所との連絡を密にし、工事の進捗に支障のないように努めてください。

(3) 他の施設の運転に支障のないように現場作業の区域を明確にし、工事に必要のない箇所には立入らないでください。

- (4) 工事用資材、工具類の保管および整頓に留意してください。万一、破損、紛失等があっても受注者の責任によるものとします。
- (5) 受注者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、または第三者に損傷を与えた事故が発生したときには、応急処置をとるとともに、速やかにその状況を村に報告してください。

8 撤去品の処理

- (1) 産業廃棄物が発生する場合は、関係法令に従い適正に処理するとともに、処理状況を確認できる各書類を整理、保管してください。また、施工計画書に処理業者及び運搬業者の各許可証と契約書の写しを添付してください
- (2) 産業廃棄物は受注者の責任において、契約期間内に処理してください。また、マニフェストの写しを提出してください。

9 工事完成

本工事の完了は、工事竣工検査に合格したときとします。なお、工事竣工検査には現場代理人及び主任技術者が必ず立ち会ってください。

令和7年度 村民センター 非常用発電機更新工事

表紙・図面リスト			
図面番号	図面名称 (建築工事)	図面番号	図面名称 (電気設備工事)
A-01	改修工事 特記仕様書 1	E-01	電気設備工事特記仕様書
A-02	解体工事 特記仕様書 1	E-02	非常用発電機 電灯設備平面図
A-03	解体工事 特記仕様書 2	E-03	非常用発電機 (一般電灯設備) 仕様・外形図
A-04	概要・付近見取図・全体配置図	E-04	油庫 (一般電灯設備) 仕様・外形図
A-05	構内安全仮設計画図	E-05	非常用発電機 (消防設備) 仕様・外形図
A-06	外構図 (部分1階平面図)		
A-07	既存撤去図 (部分1階平面図)		
A-08	全体 1階平面図 (参考図)		
A-09	全体 2階平面図 (参考図)		

特記仕様書

I. 工事概要

Table with 4 main sections: 1. 工事場所 (上伊那郡南箕輪村 4840-1-4840-2), 2. 敷地面積 (2,395.80㎡), 3. 工事種目 (改修工事), 4. 工事内容 (非常用発電機更新工事に伴う仮設工事・改修工事(外構工事)), 5. 工事範囲

Table with 2 columns: 工事種目, 工事項目. Lists items like 仮設工事, 防水改修工事, 外壁改修工事, etc.

II. 管理技術者等

Table listing project management and technical staff, including Design Office (有限会社 ワイズ創造研究所) and Management Technicians (唐沢 豊).

III. 建築改修工事仕様

- 1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁登録部制定の下記仕様書等のうち、○をつけたものを適用する。
○公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)(以下「改修標準仕様書」という。)

- (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
(3) 本特記仕様書の表記
1) 項目は、○印の付いたものを適用する。

章 項 目 特 記 事 項

- ① 各章共通事項
① 通用区分
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
○ 風圧力
風速 (V= 30 m/s)
地表面粗度区分 (Ⅰ・Ⅱ ○Ⅲ・Ⅳ)

- ② 工事実績情報の登録
③ 電気保安技術者
④ 施工条件明示事項
⑤ 「現場説明事項・施工条件明示事項」による

- ⑥ 材料の品質等
1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、接着材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

- 7. 石綿含有建材の調査
調査 ・行わない(疑わしき建材は安定処理をする)
※石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。

- 8. 施工数量調査
調査範囲及び調査方法 ※ 図示
既成部分の破壊を行った場合の補修方法 ※ 図示
9. 設備工事との取合い
設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

Table for 10. 技能士. Lists skills like 防水改修工事, 外壁改修工事, 内装改修工事, etc.

Table for 11. 化学物質の濃度測定. Includes measurement methods like バック法, アクティブ法 and chemical lists.

Table for 12. 埋設配管・配線および鉄筋調査. Lists investigation methods like 放射線透過試験, 放射線透視試験.

Table for 13. 防水改修工事. Lists materials like アルバム, 断熱材 and their specifications.

Table for 14. 仮設工事. Lists items like 騒音・粉じん等の対策, 足場等.

Table for 15. 仮設工事 (continued). Lists items like 騒音・粉じん等の対策, 足場等.

Table for 16. 仮設部分の養生. Lists materials and methods for temporary protection.

Table for 17. 仮設間仕切り. Lists materials and methods for temporary partitions.

Table for 18. 仮設部分の養生 (continued). Lists materials and methods for temporary protection.

Table for 19. 仮設部分の養生 (continued). Lists materials and methods for temporary protection.

Table for 20. 仮設部分の養生 (continued). Lists materials and methods for temporary protection.

Table for 21. 仮設部分の養生 (continued). Lists materials and methods for temporary protection.

※改修特記仕様書2～7は関係工事が無い為に、図面添付しない

令和7年度 村民センター非常用発電機更新工事 解体工事仕様書

特記仕様書

I. 解体工事概要

Table with 2 columns: Item (e.g., 1. 工事場所, 2. 敷地面積, 3. 工事種目) and Value (e.g., 上伊那郡南箕輪村 4840-1-4840-2, 約100㎡, 解体工事). Includes detailed specifications for demolition methods and materials.

II. 解体工事仕様

- 1. 共通仕様
(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁事務部制定の「建築物解体工事共通仕様書(最新版)」(以下、「解体共仕」という。)下記仕様書等のうち、○を付けたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
(3) 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) 特記事項に記載の[]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(5) 特記事項に記載の(木)内表示番号は、木造標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

Table with 3 columns: Chapter (e.g., 1. 電気保安技術者, 2. 施工条件明示事項), Item, and Special Notes. Contains detailed requirements for personnel, safety, and construction conditions.

Table with 2 columns: Item (e.g., 1. 足場その他, 2. 騒音・粉じん等の対策, 3. 監督員事務所) and Description/Requirements. Details safety measures, noise control, and site management protocols.

Table with 2 columns: Item (e.g., 5. 処理に注意を要する建設廃棄物, 1. 施工調査, 2. 分析調査) and Description/Requirements. Covers waste management, site investigation, and analysis procedures.

Table with 2 columns: Item (e.g., 2. 石綿含有建材の処理, 1. 施工調査, 2. 回収及び処分) and Description/Requirements. Details asbestos handling, site investigation, and disposal methods.

8 周辺建築物等調査	1. 周辺建築物等調査	<p>調査</p> <p>調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。</p> <p>(一般的事項調査)</p> <p>1 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。</p> <p>一 建物の敷地ごとに建物等(主たる工作物)の敷地内の位置関係</p> <p>二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面</p> <p>三 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所</p> <p>現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。</p> <p>四 その他調査書の作成に必要な事項</p> <p>(事前調査)</p> <p>1 受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所等の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。</p> <p>一 基礎</p> <p>二 軸部</p> <p>三 開口部</p> <p>四 床</p> <p>五 天井</p> <p>六 内壁</p> <p>七 外壁</p> <p>八 屋根</p> <p>九 水回り</p> <p>十 外構</p> <p>2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定めて併せて計測を行う。</p> <p>二 コンクリート基礎に亀裂が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況(最大幅、長さ)を計測する。</p> <p>三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況(大きさ)を計測する。</p> <p>四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。</p> <p>3 軸部(柱及び敷居)に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 原則として、当該建物の工事箇所にも最接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度計測する。</p> <p>二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床(敷居)から1メートルの高さの点とする。</p> <p>三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。</p> <p>四 計測の単位は、ミリメートルとする。</p> <p>4 開口部(建具等)に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測する。</p> <p>二 測定箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。</p> <p>三 建具の開閉が得らなに行えないもの、又は開閉不能及び施設不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。</p> <p>四 計測の単位はミリメートルとする。</p> <p>5 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 えん甲板張り等の居室(敷居の居室を除く。)について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。</p> <p>二 床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況(最大幅、長さ又は大きさ)を計測する。</p> <p>三 束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。</p> <p>四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。</p> <p>6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミが発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。</p> <p>7 内壁に切り切れ(柱及び内法材と壁との分離)が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体で6箇所程度計測する。</p> <p>二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。</p> <p>8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 原則として、すべて亀裂の計測をする。</p> <p>二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。</p> <p>三 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。</p> <p>9 外壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。</p> <p>二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。</p> <p>10 屋根(庇、雨樋を含む。)に亀裂又は損傷などが発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。</p> <p>二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂の幅についてはミリメートルとする。</p> <p>11 水廻り(浴槽、台所、洗面所等)に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行う。</p> <p>二 給水、排水などの配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。</p> <p>12 外構(テラス、コンクリート叩、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物)に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。</p> <p>(写真撮影)</p> <p>1 事前調査に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の方法により写真撮影を行うものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。</p> <p>撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。</p> <p>(1) 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名</p> <p>(2) 損傷名及び損傷の程度(計測)</p> <p>(3) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所</p> <p>(事後調査)</p> <p>1 受注者は、事前調査を行った建物等について、損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷の状況及び程度の調査を行うものとする。</p> <p>2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、一般的事項調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。</p>	<p>調査書の作成</p> <p>受注者は、次の各号の事前調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>(事前調査書及び図面)</p> <p>一 調査区域位置図</p> <p>二 調査区域平面図</p> <p>三 建物等調査一覧表</p> <p>四 建物等調査書(平面図・立面図等)</p> <p>五 損傷調査書</p> <p>六 写真集</p> <p>(事前調査書及び図面の作成)</p> <p>一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。</p> <p>二 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。</p> <p>(1) 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠(外壁)を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。</p> <p>(2) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。</p> <p>三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号(同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合)の順に建物等の所在及び地番、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入する。</p> <p>四 建物等調査書(平面図・立面図等)は、一般的事項調査及び事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。</p> <p>(1) 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階延べ面積及びこれらの計算式を記入する。</p> <p>(2) 建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面(東西南北)を作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。</p> <p>(3) その他調査書(基礎伏図、屋根伏図及び腰間図)は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細(スケッチ)図を作成することが適当であると認められたものについては、スケッチによる調査書を作成する。</p> <p>(4) 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。</p> <p>五 損傷調査書は一般的事項調査及び事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の概要、名称(室名)、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名(亀裂、沈下、傾斜等)及び程度(幅、長さ及び箇所数)を記載する。</p> <p>六 写真は、撮影したものをカラーサービス料で印刷し、撮影箇所及び状況の記載を行ったうえでファイルする。</p> <p>(事後調査書等の作成)</p> <p>1 受注者は、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。</p>	<p>建物等調査一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>建物用途(共同住宅戸数)</th> <th>規模・構造</th> <th>延べ床面積</th> <th>調査範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・外部・内部・外構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・外部・内部・外構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・外部・内部・外構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・外部・内部・外構</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う</p> <p>調査区域平面図</p>	番号	建物用途(共同住宅戸数)	規模・構造	延べ床面積	調査範囲	備考	1				・外部・内部・外構		2				・外部・内部・外構		3				・外部・内部・外構		4				・外部・内部・外構	
	番号	建物用途(共同住宅戸数)	規模・構造	延べ床面積	調査範囲	備考																												
1				・外部・内部・外構																														
2				・外部・内部・外構																														
3				・外部・内部・外構																														
4				・外部・内部・外構																														
	⑨ その他	<p>1. 工事現場の環境改善</p> <p>・仮囲い周辺の美化</p> <p>・地域住民への情報提供</p> <p>・情報掲示板の設置</p> <p>・パンフレットの作成</p> <p>・住民に対する災害防止関係</p> <p>・現場出入口周辺への誘導員の配備</p> <p>⑩ 産業廃棄物の取扱い</p> <p>産業廃棄物処理状況記録及び写真を次のように整備すること</p> <p>(i) 搬出された産業廃棄物の処理状況記録</p> <p>① 処理の全部又は一部を委託した場合</p> <p>ア 収集運搬車両ごとの産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)A票、B2票、D票及びE票(建Iの場合はB4票を加える。)の写し、建設廃棄物処理委託契約書の写し並びに最終処分場の案内図及び処分状況の写真(中間処理にあつては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真)</p> <p>② 請負者が自ら処理した場合</p> <p>ア マニフェストに準じた解体材の種類ごとの数量集計表</p> <p>イ 最終処分場の案内図及び処分状況の写真(中間処理にあつては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真)</p> <p>③ 特別管理産業廃棄物の場合</p> <p>①又は②に準ずる。ただし「産業廃棄物管理票」を「特別管理産業廃棄物管理票」と読み替える。</p> <p>(ii) 産業廃棄物の再資源化実施状況記録</p> <p>再生資源利用促進実施計画に記載する事項</p> <p>発生量、搬出先名称、区分、施工条件の内容、運搬距離、搬出先の種類等</p> <p>(iii) 写真</p> <p>① 工事着手前の現場全景、周辺及び対象建築物等の現況写真</p> <p>② 仮設物、安全措置状況及び工程写真(除去作業状況、埋設配管等及び基礎類は入念に撮影すること)</p> <p>③ 使用機械類</p> <p>④ 産業廃棄物収集運搬車両への積込時及び積降し時の写真</p> <p>⑤ しゅん工事の全景写真(着手時と同アングルとする。)</p> <p>⑥ その他監督職員の指示による</p> <p>3. 騒音、振動調査</p> <p>調査の有無 ※無 ・有</p> <p>調査方法については設計図書による</p> <p>4. 土壌調査</p> <p>調査項目 ・土壌調査 ・土壌調査(含有量試験) ・揮発性抽出試験 ・廃棄物含有調査</p> <p>土壌汚染に係る環境基準に準拠すること。調査箇所については設計図書による。</p> <p>⑪ 官公庁その他への届出手続き等</p> <p>(1) 工事の着手、施工、完成にあたり、関係機関への必要な手続き等を遅滞なく行う。</p> <p>(2) 前項に規定する届出手続き等を行うにあつては、届出内容についてあらかじめ監督員に報告すること。</p> <p>⑫ 疑義に関する協議等</p> <p>設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合が生じたときは、監督員と協議する。</p> <p>7. 文化財その他の埋蔵物</p> <p>工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の処置については、監督員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保持する。</p> <p>8. 埋蔵文化財調査</p> <p>「周知の埋蔵文化財包蔵地」の該当 ・該当する ・該当しない</p> <p>掘削作業時の教育委員会等の立会い ・有 ・無</p> <p>埋蔵文化財調査の時期 ・解体工事終了後 ・解体工事中</p>																																

令和7年度 村民センター 非常用発電機更新工事 電気設備工事特記仕様書

I 工事概要

1 工事場所 上伊那郡南箕輪村 4840-1・4840-2

2 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考
管理教室棟	RC造 (一部S造)	2	2,395.80	(16)	

3 工事種目 (○印のついたものを適用する。)

工事種目	項目	建物別及び屋外			
		屋内			屋外
電灯設備					
動力設備	幹線、分岐				
電熱設備	幹線、分岐				
雷保護設備					
受変電設備					
電力貯蔵設備					
静止形電源設備	直流電源装置				
発電設備					
空調機器電源接続	2次側電源接続				
構内情報通信網設備	LAN用配管				
構内交換設備	電話設備				
情報表示設備	時計設備				
映像・音響設備					
拡声設備					
誘導支援設備	インターホン・トイレ呼出し設備				
テレビ共同受信設備					
監視カメラ設備					
駐車場管制設備					
防犯・入退室管理設備	予備配管				
自動火災報知設備					
自動閉鎖設備					
非常警報設備	非常放送装置				
ガス漏れ警報設備					
中央監視制御設備					
非常自家発電設備					○
構内配電線路					
構内通信線路					
昇降機設備					

II 管理技術者等

設計事務所名	管理技術者
有限会社 ワイズ創造研究所	唐沢 豊

主任担当技術者	担当技術者
意匠担当 (有)ワイズ創造研究所 唐沢 豊	(有)ワイズ創造研究所 伊藤 範文
構造担当	
積算担当 (有)ワイズ創造研究所 唐沢 豊	(有)ワイズ創造研究所 伊藤 範文
電気設備担当 (有)ワイズ創造研究所 伊藤 範文	
機械設備担当	

III 工事仕様

1 共通仕様

- 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官庁官庁官庁官庁の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工編)(最新版)」(以下、「標準仕様書」という。)、及び「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工編)(最新版)」(以下、「改修標準仕様書」という。))及び「公共建築設備工事標準仕様書(電気設備工編)(最新版)」(以下、「標準図」という。)による。
- 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を採用する。

2 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

- 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項										
① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの又は、これらと同等なものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。										
② 機材の品質・性能証明	下表に示す材料・機材等(○印のもの)の製造者等は次の1)から6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承諾を受ける。 <table border="1"><thead><tr><th>材料・機材名</th><th>材料・機材名</th></tr></thead><tbody><tr><td>○ LED照明器具</td><td>・電気錠</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>○ その他、監督職員の指示によるもの</td></tr><tr><td>○</td><td>(社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材</td></tr></tbody></table> <ol style="list-style-type: none">品質及び性能に関する試験データが整備されていること。生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。安定的な供給が可能であること。法令等が定める場合は、その許可・認可・認定または免許を取得していること。製造または施工の実績があり、その信頼性があること。販売、保守等の営業体制が整えられていること。	材料・機材名	材料・機材名	○ LED照明器具	・電気錠	・	・	・	○ その他、監督職員の指示によるもの	○	(社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材
材料・機材名	材料・機材名										
○ LED照明器具	・電気錠										
・	・										
・	○ その他、監督職員の指示によるもの										
○	(社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材										
③ 化学物質を発生する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 <ol style="list-style-type: none">合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放射しないものとは放射量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放射が極めて少ないものとは放射量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。 ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放射量」は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>ホルムアルデヒドの放射量</th><th>該当する建築材料</th></tr></thead><tbody><tr><td>第一種</td><td>①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用</td></tr><tr><td>第二種</td><td>①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE〇規格品 ④旧JASのF〇〇規格品</td></tr><tr><td>第三種</td><td>①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE〇規格品 ④旧JASのF〇〇規格品</td></tr></tbody></table>	ホルムアルデヒドの放射量	該当する建築材料	第一種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用	第二種	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE〇規格品 ④旧JASのF〇〇規格品	第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE〇規格品 ④旧JASのF〇〇規格品		
ホルムアルデヒドの放射量	該当する建築材料										
第一種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用										
第二種	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE〇規格品 ④旧JASのF〇〇規格品										
第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE〇規格品 ④旧JASのF〇〇規格品										
④ 施工条件明示項目	5 電気保安技術者										
⑥ 電気工事士	⑦ 実施工程表及び施工計画書										
⑧ 使用材料発注調書	⑨ 発生材の処理										
⑩ 監督員事務所	⑪ 工事用仮設物										
12 足場・さん橋類	⑫ 工事用電力・水・その他										

項目	特記事項																																											
⑬ 工事写真	工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。																																											
⑭ しゅん工時提出物	標準仕様書及び別表による。																																											
⑮ 再使用機器	取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。																																											
⑯ 耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2005版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1)設計用水平地震力 機器の重量[kgf]に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。 設計用標準水平地震度 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">○特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">上階階、屋上及び塔屋</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td rowspan="2">中間階</td><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="2">地下・1階</td><td>機 器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></tbody></table> (※1)水槽類にはオイルタンク等を含む。 ○重要機器の定義は次による。 ・変電設備 ・発電設備 ・直流電源設備 ・交流無停電電源装置 ・交換機 ・自動火災報知受信機 ・中央監視装置 ○上階階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、 10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 (2)設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 公共建築改修工事標準仕様書(建築工編)第2節8.2.4及び11による。 -埋設鉄線は、性能確認試験(一本)・施工後確認試験(一本)を確率試験(1本)にて行う。 ・施工上の適用(第1種、第2種)あと施工アンカー施工による。 電線等の両面又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合の施工状況について、貫通個所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。 (1)EM-EFFは紫外線による劣化を抑制する性能を持たせ、「防UV付」EM-EFF」と表記されたものを使用する。 (2)EM-UPは JIS X 5150「構内情報記録システム」に準じ、絶縁材料及びシースにJIS規格によるEMケーブルの耐熱性ポリエチレンを用いたもの。 埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(25)を1本5個以上の場合は(25)を2本、天井まで上上げる。 長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。 下記の露出配管は塗装を行う。 ○屋外 ○屋内(機械室) ・A種(山砂の類・水締め、機器による締め) ○B種[掘切り土中の良質土・機器による締め] ・C種[他現場の建設発生土中の良質土・機器による締め] ・D種[再生コンクリート砂・水締め、機器による締め] ・管の下部は50mm以上砂を敷きならし、管の上部100mm以上砂を用いて締め固める ・場外搬出処理 ○構内の指定場所に敷き均し (1) 地中線路には、ケーブル埋設溝をもうける。 ・鉄製 ・コンクリート製 (2) 低圧地中配線にあっても地中線路設槽シートを敷設する。 (3) 配管埋設溝が750mmを超える場合は、地中線路設槽シートは2条以上敷設する。 (1) 露出するプルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン焼付塗装とする。 (2) 露出するプルボックスのふたの止めねじは化粧ビスとする。 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・樹脂製 プルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略標をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(2P15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は横式を使用して良い。また(2P15A)以外はすべてキャップ付とする。 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 ○測定場所: ○各室(測定箇所数 2箇所) ・廊下 ・階段 用 途: ・非常用照明 ○一般照明 ・ 学校施設における室内照度測定(測定教室: 価所、測定黒板面: 価所) ※教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板垂直面9か所で測定する (1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。 (2) 端子盤には、線番表・結線表を備え付ける。 長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目 <資材> ・照明制御システム ・変圧器 ・() <建設機器> ・排出ガス対策型建設機器 ・低騒音型建設機器 工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより異なる場合は監督職員と協議する。 保険等の各種措置及び電子納品については、別添「特記仕様書(共通事項)」による。 (長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書) ・ 施工制約条件	設置場所	機器種別	○特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上階階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			○特定の施設		一般の施設																																						
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																							
上階階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																							
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																							
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																							
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																							
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																							
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																							
18 あと施工アンカー																																												
19 防火区画等の貫通処理																																												
⑩ 電線・ケーブル																																												
⑪ 予備配管																																												
⑫ 呼び線																																												
⑬ 金属製電線管の塗装																																												
⑭ 埋め戻し土																																												
⑮ 建設発生土の処理																																												
⑯ ケーブル埋設溝																																												
⑰ プルボックス																																												
⑱ フラッシュプレート																																												
⑲ プレートの用途表示																																												
⑲ 配線器具																																												
⑳ 機器への接続																																												
32 照度測定																																												
⑳ 壁 類																																												
34 グリーン購入の推進																																												
35 他工事又は他工程との取り合い																																												
36 その他及び電子納品																																												
37 その他																																												

(別表) しゅん工時提出物 (・に○印のついたものを提出する。)

個 別 提 出 物	一 括 提 出 物
1 完成図	6 機器完成図
・ 原因(A1版 ケース入り)	6 工事写真
・ 隣面(A1版 2つ折り製本 1部)	7 完成写真
・ CADデータ(jww及びpdf形式)	8 工事記録(打合せ簿、工事日誌、協議書)
・	9 機材の試験成績書
2 設計図	10 施工の試験成績書
・ CADデータ	11 社内試験成績書
3 引渡書	12 発生材処理報告書 (廃棄物処理実施書、運搬及び処理の委託契約書の写し、マニフェストの写し、フロー図)
4 納入品	13 納入品一覧表
・ 予備品 ・ 整頓の鍵	14 官公署手続、検査書(管理者用正本、写し)
・ ハンドホールフック、ジャッキ	15 保全に関する資料(取扱説明書も含む) ○発注者の工事仕様書による

3 ハンドホール

下表による。(梯子は各ハンドホールに設置する。蓋取外し用ジャッキを1組納入する。)
フックハンドホール (寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内側底部をいう。)
・ コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。
・ フックの仕様は国土交通省仕様に基づいたものとする。
・ ハンドホールにフックアウト部分を設けてはならない。
・ 配管貫通部は、原則として根巻きコンクリート(F18N/mm以上)とし、差し筋D10タテコ#200で補強する。
・ 補強方法については、あらかじめ監督職員にハンドホール製作図を提出して承諾を受けて施工する。

・	ハンドホール No.○	1,500×1,500×1,500 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,740以上 (アルミ梯子付)		
・	ハンドホール No.○	1,200×1,200×1,500 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,700以上 (アルミ梯子付)		
・	ハンドホール No.○	1,000×1,000×1,400 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,600以上 (アルミ梯子付)		
・	ハンドホール No.○	1,000×1,000×1,100 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,300以上 (アルミ梯子付)		
・	ハンドホール No.○	1,000×1,000×900 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (アルミ梯子付)		
・	ハンドホール No.○	900×900×1,100 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,260以上 (既設足場付)		
・	ハンドホール No.○	900×900×900 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (既設足場付)		
・	ハンドホール No.○	600×600×680 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (既設足場付)		
・	ハンドホール No.○	450×450×680 蓋 WPM-45B (Eマーク入)	※植栽等車道の通行の恐れがない場所、収容ケーブルが少ない場所に限る		

4 接地極

下表による。ただし、これにより異なる場合は監督職員との協議による。

・	A 種 接 地	鋼板1,5t×900×900 リード端子付 埋設埋戻中心深さ 2m	補助接地棒(連結式10φ×1,500)	埋設埋戻中心深さ 2m	埋設埋戻(真鍮製又はステンレス製)
・	B 種 接 地	鋼板1,5t×600×600 リード端子付 埋設埋戻中心深さ 2m	補助接地棒(連結式10φ×1,500)	埋設埋戻中心深さ 2m	埋設埋戻(真鍮製又はステンレス製)
・	C 種 接 地	鋼板1,5t×300×300 リード端子付 埋設埋戻中心深さ 1.5m	補助接地棒(連結式10φ×1,500)	埋設埋戻中心深さ 1.5m	埋設埋戻(真鍮製又はステンレス製)
・	D 種 接 地	接地棒(10φ×1,500)	リード端子付 打ち込み式埋設埋戻(真鍮製又はステンレス製)		

5 機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表により異なる場合は監督職員との協議による。

	名 称	測 点	取付高(mm)	名 称	測 点	取付高(mm)		
共 通	取 引 用 計 器	地上～上端	2,000	掛 計 ・ 子 時 計 掛 表	壁掛形時計	床～中心	1,500 (上端1,900以下)	
	引 込 開 閉 器	床～上端	1,800		壁掛形時計	床～中心	1,500 (天井高)×0.9	
	警 報 器	床～中心	1,500		壁掛形スピーカ	床～中心	1,500 (天井高)×0.9	
					アツネター	床～中心	1,300	
電	分 電 盤	床～中心	1,500 (上端1,900以下)	表	表示盤	床～中心	(天井高)×0.9	
	タンブラスイッチ(身障者用)	1,300	壁付発信器		床～中心	1,300		
	コンセント(一般)	1,300	ベ ル		床～中心	(天井高)×0.9		
	〃(和室)	150	プ ザ ー		床～中心	(天井高)×0.9		
	〃(便所等)	500	押 ボ タ ン		床～中心	1,300		
	〃(台上)	150	〃(身障者用押印)		床～中心	900		
	ブラケット(一般)	2,100	身障者用表示灯		床～中心	2,000		
	〃(講席)	2,500	復 帰 ボ タ ン		床～中心	1,800		
	〃(鏡上)	150						
	避難口誘導灯	床～下端	1,500以上		イン	壁付インターホン	床～中心	1,500
廊下通路誘導灯	床～上端	1,000以下	タ	〃(身障者用)	床～中心	1,100		
動 力	壁掛形制御盤	床～中心	1,500 (上端1,900以下)	ホ ン	壁付位置ボックス(壁付インターホンを除く)	床～中心	300	
	手元開閉器	1,500	〃(一般)		床～中心	150		
	操作スイッチ・押ボタン	1,300	〃(和室)		床～中心	150		
	テレ	機 器 収 容 箱	床～中心		(天井高)×0.9			
電 話	室内端子盤(廊下・室内)	床～下端	300	レ	アウトレット	床～中心	300	
	中間端子盤(EPS・電気室)	床～中心	1,500		〃(一般)	床～中心	150	
	集合保安装置	〃	(天井高)×0.9		〃(和室)	床～中心	300	
	壁付アウトレットボックス(一般)	〃	300		火	受 信 機	床～操作部	800～1,500
	〃(和室)	〃	150		災	調 受 信 機	床～中心	800～1,500
					報	機 器 収 容 箱	床～中心	800～1,500
					知	消 火 栓 表 示 灯	床～中心	(天井高)×0.9